Meltec
Mechanical
electrotechnics

裏面の「取扱いガイド」も
お読みください

安全性と使いやすさを求めた

FK-03 3ℓガソリン缶

●草刈り機　●チェーンソー　●発電機等に

注　意

- ●ガソリン缶内部にサビ止め剤を吹き付けていますが、使用上には問題ありません。
- ●キャップ、給油ノズルの開閉時には、指などをはさまないように十分注意してください。
- ●誤った使用方法、火災、地震、水害、その他天災地変、公害、塩害などによる故障及び損傷については如何なる責任も負いかねます。又、ガソリン以外のシンナーや水等の使用は、塗装、パッキン材劣化、サビの原因となりますので、使用をさけてください。
- ●屋内、車内、或いは、周辺を汚すおそれのある場所での給油には、ノズルが確実にねじ込まれていることを確認し、万が一、こぼれても周辺が汚れないよう、又は、人体、周辺に危険を及ぼさない処置をした上で、ご使用ください。
- ●ガソリン缶にガソリンを入れ車等で移動される時は、必ずポリエチレン袋又は、受け皿に置いて保管・移動してください。特にトラック等の荷台にのせて移動する際は、すべり止め（ゴムマット等）を利用して、ガソリン缶底部が損傷しないよう保護してください。

試験確認済 UN 消防法適合品

火気厳禁

消防法適合品

第四類　第一石油類　危険等級Ⅱ

使用上の注意

- ガソリン缶には、規定容量以上のガソリンを入れないでください。
- ガソリン缶は、給油口が上向きになるように常に平らな場所に置いてください。
- ガソリン漏れ防止のため、キャップ、エアー調整ネジは最後まで確実に締め付けてください。
- ガソリン缶には、ガソリン以外の物は入れないでください。缶内部がさびるおそれがあります。
- キャップを外すときは、ガソリン缶を上向きに平らな場所に置いてからキャップをゆるめ、中のガソリンがこぼれないことを確認してください。
- ガソリン缶を携帯、移動した場合には、先ずエアー調整ネジをゆるめ、ガソリン缶内の圧力を調整してから、再びエアー調整ネジを確実に締めてください。
- キャップ、ノズルのパッキンが劣化したり、破損した場合には、ガソリン漏れの危険がありますので、部品を交換してください。
- ガソリン缶の保管には、内容物の有無にかかわらず、直射日光が当たる場所 火の近くや転倒しやすい所、密閉した車内、室内には置かないでください。
- 空のガソリン缶を長期間保管する場合には、キャップをゆるめておいてください。パッキンの劣化を軽減する事ができます。
- 長期間使用しなかった場合には、ガソリン缶本体、キャップ、ノズルを点検し、それぞれの部品に異常がないか確認した後、使用してください。
- ガソリン給油の際、こぼれたガソリンが胴体モールディングのすき間に入り、床等を濡らすおそれもありますので、すぐに拭き取ってください。
- ガソリン缶にガソリンが付着した場合、色落ちするおそれがありますので、すぐに拭き取ってください。
- ガソリン缶は亜鉛メッキ鋼板を使用しておりますが、使用環境、使用状況などにより錆びが発生する場合があります。ご使用前に給油口よりガソリン缶内部の状況を確認し、錆び等異常が発生している場合は使用しないでください。

給油の手順と注意

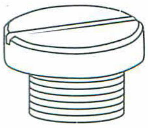
①ガソリン缶を給油口が上向きになるように平らな場所に置いてください。
②エアー調整ネジをゆるめガソリン缶内の圧力を抜いてください。
③キャップをゆっくりと外してください。
④ガソリン缶天面のノズル止めよりノズルを外し、給油口に確実に取り付けてください。
⑤給油ノズルがまっすぐになっている状態で、給油を行ってください。

使用後の注意

①キャップが確実に締め付けられていることを確認してください。
②エアー調整ネジが最後まで確実に締め付けられていることを確認してください。
③ガソリン缶を傾け、キャップからの漏れのないことを確認してください。
④ガソリン、灯油、軽油の保管については、ガソリン缶に給油されてから短期間で使用してください。
⑤長期保存されたガソリン、灯油、軽油は酸性化が進みエンジンに負担がかかりますので、使用しないでください。

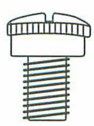
ガソリン缶用補修部品

FP-101



キャップ（蓋）

FP-401



エアー調整ネジ

FP-102

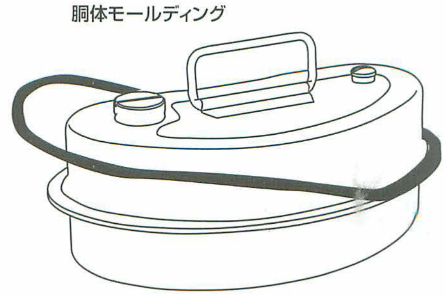


エアー
調整ネジ用
パッキン



給油ノズル/キャップネジ部共用
パッキン

FP-104
胴体モールディング



FP-103
給油ノズル



大自工業株式会社

MADE IN CHINA

〒582-0027 大阪府柏原市円明町1000-126 TEL.072-976-0101（代）

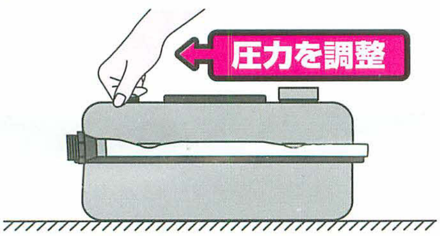
の取扱いガイド

C ガソリン携行缶からお車や発電機等に給油するとき

1 ガソリンは非常に危険な液体です。
周囲の安全性を必ず確認してください。
給油されるお車・発電機等のエンジンを切ります。特に発電機や草刈り機等はエンジンを冷ましてください。
※静電気にはご注意ください。

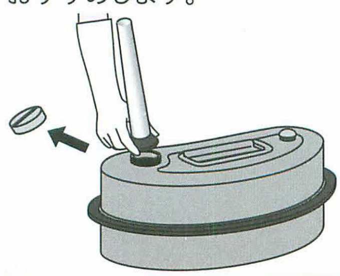


2 傾きのない平らな所に置き、必ずエアー調整ねじで内部の圧力を調整してください。



⚠ 警告 内部の圧力を調整せずに給油キャップを開けると中身がふき出る恐れがあり非常に危険です。必ず圧力を調整してください。

3 ゆっくりとキャップをはずし、給油ノズルを取り付けしっかりしめてください。こぼしたり、人体に付着しないよう注意深く、慎重に給油してください。
※万が一のため、手袋等をはめることをおすすめします。



注意 給油後はウエス等できれいにふき取り、ガソリン携行缶内にガソリンが残る場合は、キャップ・エアー調整ねじをしっかりと確実にしめてください。
※空の状態で保管する場合はパッキンの劣化を防ぐため少しキャップをゆるめてください。



D 次回ご使用になる場合の注意

ガソリンの危険性について

ガソリンは気温が−40℃でも気化し、小さな火源でも引火し、爆発的に燃焼する物質です(軽油は+40℃)。

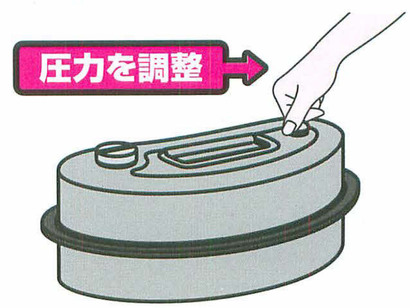
1 ガソリンは非常に揮発性が強く危険な液体であることを再度認識してください。



2-① 中身がある場合

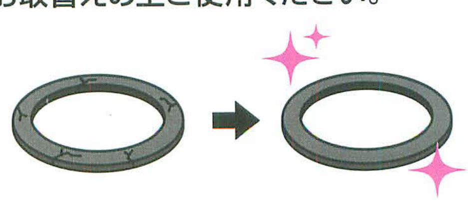
使用前に必ずエアー調整ねじで内部の圧力を調整してください。
※圧力を調整時も火気厳禁です。

左記Ⓐ〜Ⓒに記載されていることを再度確認してください。



2-② 中身がない場合

左記Ⓐ〜Ⓒに記載されていることを再度確認し、劣化部品(特にパッキン等)はお取替えの上ご使用ください。



ガソリン携行缶

A ガソリン携行缶に給油するとき

1 給油前に、パッキン・キャップ・エアー調整ねじ・本体に異常がないか確認してください。

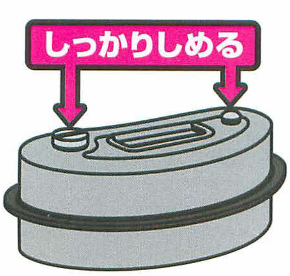


2 給油時は、車両のエンジンを切り、静電気を除去してから給油を開始してください。



警告 セルフスタンドでは自分で給油することができません。法律で禁止されています。

3 給油後は、キャップ・エアー調整ねじをしっかりしめて、もれがないか確認してください。



注意 給油量は、規定容量以内で給油してください。

注意 給油後は、中に何が入っているか誰が見ても判るように、付属のシール(ガソリン・軽油・灯油等)を目立つところに貼ってください。

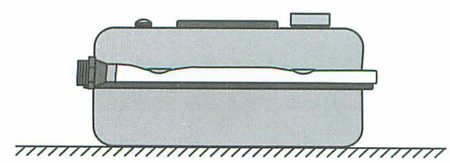


B 運搬または、運搬後保管するとき

1 車載して運搬する場合は、必ずポリ袋に入れ、トレイ等の上に載せてください。

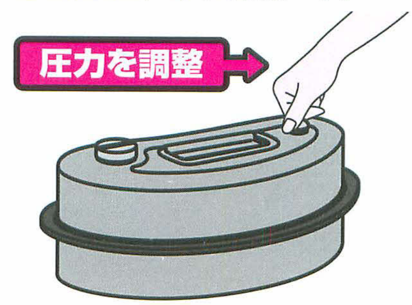


2 安全で、傾きのない平らな場所で保管してください。



警告 直射日光が当たる場所・高温になる場所・雨雪が当たる場所・湿気の多い場所等はガソリンの揮発や缶本体の錆び等につながり大変危険ですのでお避けください。

3 ガソリンは揮発性が強いため、内圧の変化でガソリン携行缶が変形する恐れがあります。適時エアー調整ねじをゆるめ、圧力を調整してください。
※圧力調整時も火気厳禁です。



注意 長期保管しないでください

- ガソリンも劣化します。
  長期保管したガソリンはお車に悪影響をおよぼす恐れがありますので使用しないでください。
- ガソリンにも水分が含まれています。
  長期保管をするとガソリン携行缶の錆びの要因になります。

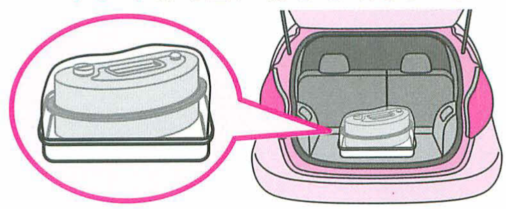


重要 ガソリンは揮発性の強い危険物です。下記の要綱は必ず守ってください。

1 給油後は
キャップ・エアー調整ネジを
しっかり**しめて**ください。

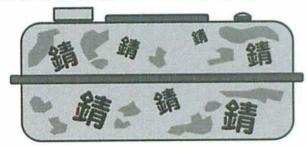


2 ガソリンが入った缶を車載して
運搬する場合は、必ず**ポリ袋**に入れ、
トレイ等の上に載せてください。

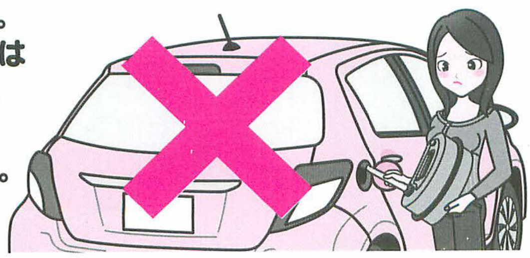


3 ガソリンにも水分は
含まれています。

ガソリンの**長期保存**は缶の
内部が**錆び**、**損傷**する原因になり、
缶が使用できなくなります。

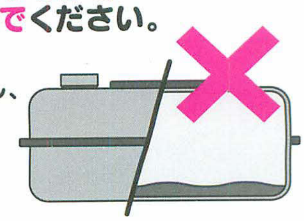


4 **ガソリンも劣化します。**
長期保存したガソリンは
車等に**悪影響**を与える
恐れがありますので
使用しないでください。

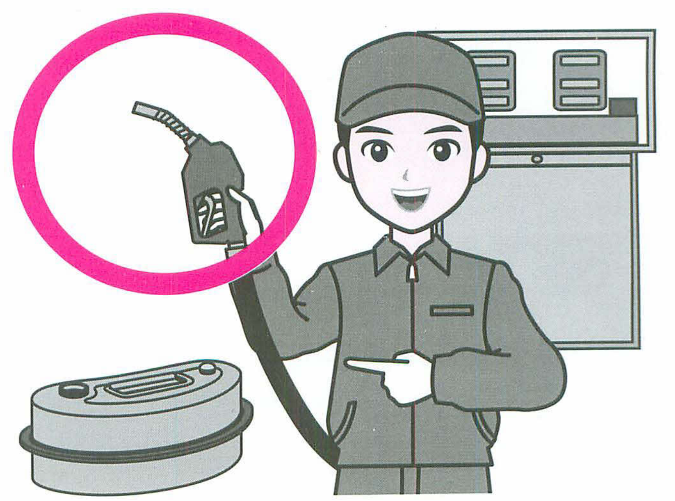


5 少量の**ガソリン**を
残さないでください。

ガソリンが気化し、
内圧の変化で
缶が変形する
恐れがあります。



ガソリンスタンドでガソリンや軽油を容器で購入する際の注意事項

NG	OK
	
セルフスタンドでは自分で入れる事はできません	従業員のいるスタンドで入れてもらいましょう

■保管の危険性について

●ガソリンは、火災の発生危険が極めて高く、火災が発生すると爆発的に延焼拡大するため、ガソリンを容器に入れて保管することは極力控えてください。
●軽油は、大量に保管すると、火災の発生危険が高まるとともに、火災が発生すると、大規模な火災となる危険性が高いため、大量保管することは極力控えてください。

■保管について

●40ℓ未満のガソリン又は200ℓ未満の軽油を、消防法令の基準に適合した容器で、保管することができます。
●40ℓ以上200ℓ未満のガソリン又は200ℓ以上1000ℓ未満の軽油を保管する場合は、市町村の火災予防条例により、消防機関に届け出ることが必要となります。
●200ℓ以上のガソリン又は1000ℓ以上の軽油を保管する場合は消防法により、市町村等の許可が必要です。

※総務省消防庁危険物保安室の指導により。
具体的な市町村長等の許可等の手続や市町村の火災予防条例については、お住まいやお勤め先のある自治体へお問い合わせ願います。